

[平成 27 年度 学長賞]

## 「借景庭園」保全の実態と課題に関する考察 —奈良における3庭園を事例として—

中井 翔子

### 目 次

- 1 章 はじめに
  - (1) 研究の背景と目的
  - (2) 論文構成
  - (3) 既存研究の整理と本研究の位置づけ
- 2 章 「借景庭園」の定義と特徴
  - (1) 「借景」とは
    - (i) 語源と日本における受容
    - (ii) 日本における展開
  - (2) 「借景庭園」とは
- 3 章 借景庭園の「保全」に関する法制度の現状
  - (1) 国における法制度上の枠組み
  - (2) 奈良における法制度上の枠組み
- 4 章 奈良における「借景庭園」保全の実態とは
  - (1) 依水園
    - (i) 「借景」の現状と変化
    - (ii) 中景・遠景「保全」の現状
    - (iii) 近景「保全」の現状
  - (2) 慈光院庭園
    - (i) 「借景」の現状と変化
    - (ii) 中景・遠景「保全」の現状
    - (iii) 近景「保全」の現状
  - (3) 旧大乘院庭園
    - (i) 「眺望」の現状と変化
    - (ii) 中景・遠景「保全」の現状
    - (iii) 近景「保全」の現状
- 5 章 総合考察
  - (1) 各事例の「借景」
  - (2) 中景・遠景の「保全」
  - (3) 近景の保全
  - (4) 中景・遠景の保全と、近景の保全との関連
- 6 章 結論

## 1章 はじめに

### (1) 研究の背景と目的

本論の主目的は、奈良における「借景庭園」の保全のあり方を問うことである。庭園とは、その地域固有の風土と人間の営為とが織り成す総合芸術である。特に日本庭園は、多種多様な技法の集積とそこに通底する独特の感性が、海外からも高く評価されている。このような日本庭園の多くは、貴重な「文化財」として認識され、保護対象として指定されている。奈良においても、このような事例は複数存在する。奈良においては円成寺庭園、旧大乘院庭園、慈光院庭園、当麻寺庭園、法華寺庭園、および依水園の6庭園が国指定名勝として<sup>1</sup>、また平城宮東院庭園、平城京左京三条二坊宮跡庭園の2庭園が国指定特別名勝として、文化財保護法のもとに位置付けられている。しかし、このうち「借景庭園」という、園内で完結せず園外の景観を重要な構成要素として取り入れている庭園の保全は、文化財保護法だけでは対応することができない。では、真の保全のためには何が必要であり、現状ではどのような課題がみられるのか。本論では、主に具体事例の精査を通して、この問いに対する答えの一端を導き出したい。

ただしこのことは、そもそも借景庭園を「保全」する必要があるのか、という根源的な問いを無視しては語れない。この点に関し、筆者の個人的な体験に基づくことではあるが、以下率直に述べたい。なお、庭園が「生きた」総合芸術であるという基本的性格から、本論では凍結保存の意味合いが強い「保護」ではなく、一定の変化を許容しつつも全体としてコントロールしていく「保全」という表現を取って使用することとする。

筆者の地元は、電車も通っていない、町にひとつしかコンビニエンスストアがないような所である。生まれた時から現在まで、寂れはしたものの、発展するようなことはなかった。そのような環境で生まれ育ったため、景観は変化するものだという認識がなく、幼いころ見た風景を、大人になっても目線の高さが変わっただけで、同じように見ていた。

大学に入り、専門ゼミで取り組んだ「学生グループ研究<sup>2</sup>」の調査を通して、日本庭園に興味を持つようになった。日本庭園には多種多様な形があることを知り、その奥深さに魅かれていった。なかでも特に魅力を感じたのが、「借景庭園」であった。初めて奈良の「借景庭園」である依水園を訪れたとき、予備知識で得た「遠くの風景が庭園の一部に見える」という程度の認識のもと、足を踏み入れた。静けさが心地良いな、木陰の涼しい感じが良いな、と思いつつ進む。そして、視界は開け、ついに借景との邂逅を果たす。思わず口を開けていた、と思う。圧倒された。この庭園はあの山の麓まで、ずっと続いているのではないかと錯覚するほどの奥行きを感じた。この時は、そのような感想を抱いていただけだったが、後に関係者へのヒアリング等を行う中で、この景観がずっと守られてきたこと、だからこそ今も見られるのだということを知った。そもそも景観とは変化していくものなのか、ということも初めて強く実感するようになった。

そして同時に、景観の変化を意識的にコントロールし続けることの難しさについても考えるようになった。このような思いは、奈良の代表的な「借景庭園」である慈光院庭園を訪れた際に、さらに強くなった。アプローチは外が全く見えず、だからこそ借景はいつ見えるのだろうと期待で胸が高まった。書院に着くと、外の景観が見えるようになった。そして縁側まで行って見えた借景は、まず初めに目に止まったものが道を走る車だったことは、よく覚えている。和尚さんからお話を聞き、都市開発によって借景が変わってしまったこと、その

ような景観を少しでも良くするために、目隠しのための植栽をしていることを知った。

ありとあらゆることが目覚ましいスピードで変化していく現代社会において、「変わらないもの」を維持することは難しい。しかし、変化することが当たり前の万物のなかで「変わらないもの」があるということは非常に重要であり、そのために文化財保護の法制度があるのだと考える。事実、日本国内における文化財保護の法制度は、国土開発の進行と比例して何度も改正され、その内容を充実させてきた。先ほど例に挙げた依水園も慈光院庭園も、いずれも国の「名勝」という文化財に指定されている。しかし、これらの庭園は、冒頭に述べた通り「名勝」指定によって園内の景観は保全されても、借景対象である園外の景観は保全することができない。中景・遠景も含め、借景庭園を真に保全するためには何が必要なのか。その観点から現状を見つめたとき、何が課題として抽出できるのか。本論ではこのような問いのもと、筆者が問題意識を抱くきっかけとなった上記2庭園を含む奈良の「借景庭園」の具体事例を見つめ直し、考えていきたい。

## (2) 論文構成

本論の2章では、まず本論で焦点を当てる「借景庭園」とは何か、その定義と特性に関し、既存研究の整理を通して明らかにする。続く3章では、このような借景庭園の保全に不可欠な都市景観・環境保全に関する法制度上の枠組みを整理する。国および地方自治体レベルで整理したうえで、特に奈良における「借景庭園」の実態分析を行う前提として、奈良県および奈良市、大和郡山市の特徴を明らかにする。これらの内容を踏まえて、4章では、奈良の「借景庭園」の具体的な事例分析を行う。事例として依水園(奈良市)、慈光院庭園(大和郡山市)、旧大乘院庭園(奈良市)をとり上げ、現地踏査、管理者ヒアリング、古写真など借景の変化に関する史料、関連する法定計画の情報を統合・整理し、各事例にみる「保全」の現状と課題について考察を行う。5章でこれら3事例に関する総合的な考察を行い、6章で本論全体としての結論を述べる。

## (3) 既存研究の整理と本研究の位置付け

借景庭園に焦点を当てた既存研究は数多く存在するが、主に以下の3種類に分類できる。①「借景」という用語に着目し、定義や語源を考究している研究<sup>3</sup>、②借景の保全に着目し、その課題について論じている研究<sup>4</sup>、③特定の事例に焦点を当て、その景観構成上の特徴について考究している研究<sup>5</sup>である。

このうち①については次章で詳しくみていく。ここでは、特に本論と同じ問題意識を有する②についてより詳しく見ていきたい。②に該当する論文として、以下の2論文があげられる。

1つ目は、2010年に発表された角田博由起、篠部裕による「庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察」である。特に都市部における庭園の園外景観の保全に重要な条例や景観計画等の施策動向に焦点を当て、現状分析を行っている。

2つ目は、同じく2010年に発表された同じく角田博由起、篠部裕による「都心における庭園の景観保全に関する研究：その1縮景園の周辺景観の現状(都市計画)」である。都市部に位置する広島県の縮景園という具体事例に焦点を当て、都市開発による借景の変化を追うと共に、その対策としての条例や景観計画等にみる課題を抽出している。

本論も、この両論文と同じ視座に基づくものだが、奈良の借景庭園に焦点を当て、かつ近景・

中景・遠景の保全について総合的に考察しているものは他になく、その点において独自性を有しているといえよう。

## 2章 「借景庭園」の定義と特徴

ではまず、「借景庭園」とはいかなるものか、本章では主に造園学の知見を整理することで確認したい。以下、「借景」という用語の語源・定義について整理し明らかにしたうえで、「借景庭園」の特性とその典型事例を抽出する。

### (1) 「借景」とは

「借景」という用語の語源および日本国内における定義については、周宏俊らの一連の研究<sup>6</sup>が最も詳細に解明しており、ここではこの研究成果を中心に整理を行う。

#### (i) 語源と日本における受容

「借景」という言葉の語源は、『岩波日本庭園辞典<sup>7</sup>』によると「中国の明代末期に計成（字無否）によって記された造庭書『園治』によるもの」とされており、このような認識が一般的である。しかし、周（2013）は中国における同語の展開を詳細に追った結果として、そのルーツはさらに古く、宋代の著名な詩人、黄庭堅による「借景亭」という表現での使用が起源であると指摘している。この宋代の「借景亭」における「借景」とは、視点場が高所にあり、視対象となる他人の庭園が低所にある時に成立するもので、高所にある自分の位置から他人の庭園景観を俯瞰し生け捕ることを指している。このような、限定的かつ小規模な技法を、周は「古典的な借景」と評しており、黄庭堅の詩集が中国から室町時代の日本に伝来していた史実を引きつつ、日本にはこのような意味での「借景」が最初に受容されたと推測している<sup>8</sup>。

しかし、このような初期の「古典的な借景」は、日本に定着し、広がりをもたせるには至らなかった。日本において「借景」の用語と概念が自覚的に用いられるようになったのは明治時代であり、その概念は先述した『園治』で示された概念と極めて近いものであり、直接的影響を受けたと考えられている。ここでの「借景」とは、庭園内から視界に入る外部景観を、単なる「背景」としてではなく、庭園の重要な構成要素として捉えることである。『園治』では、対象となる景観の位置や見え方に応じて、遠借・隣借・仰借・俯借の4種類の分類がなされており、初期の「古典的な借景」と比べると、遥かにスケールの大きな技法である。

#### (ii) 日本における展開

先述した通り、日本国内に「借景」という用語が定着したのは、明治時代、中国の造庭書『園治』の直接的影響によるものである。ただし、外部景観を構成要素とする技法は、庭園における技法として古来より確立されたものであった。「借景」という用語が定着した近代以降は、中国からの直接的影響を離れて、古来より蓄積されてきた日本庭園を「借景」という概念のもとで再評価し、同時にその定義も再構築する試みが盛んになっていった。周ら（2012）は、主に造園学者により行われてきたこれらの定義を全て網羅し、以下の4つの論に分類している。「眺望論」、「調和論」、「主景論」そして「隠滅論」である。

まず「眺望論<sup>9</sup>」は、借景を眺望と近似した表現とみなし、園外の眺望を借りてきた、とするものである。この眺望論は、日本の近代における造園研究の先駆者として著名な小沢圭次郎<sup>10</sup>が初めに唱えたもので、他にも池辺武人<sup>11</sup>、何英吉<sup>12</sup>、江山正美<sup>13</sup>らが各々定義づけをしている。次に「調和論<sup>14</sup>」は、借りてきた景を背景と近似した表現とみなし、園内の景と園外の景との調和のために借景を利用している、とするものである。この論は、田村剛<sup>15</sup>、吉村巖<sup>16</sup>、本中真<sup>17</sup>らがそれぞれに定義づけをしている。これまでの論は、借景を背景として利用しているものだと定義づけをしてきていたが、「主景論<sup>18</sup>」は逆に借景を主要物として扱うものであり、借りてきた景そのものが庭の主賓となり庭がそれを主軸に展開する<sup>19</sup>ものである。上原敬二<sup>20</sup>、重森三玲<sup>21</sup>、西沢文隆<sup>22</sup>、渡辺康史<sup>23</sup>、飛田範夫<sup>24</sup>らがそれぞれに定義づけしている。上原敬二は「この意匠は他の域外の地物を宛も自己の造園の一主要構造物として取り扱ふ点にある<sup>25</sup>」としている。また、上原は借景において必要な要素として、「借景対象物」、「自己の設計地」そして「中間の空間」を主張した。この要素は伊藤ていじの研究によって深められ、屋敷内の庭園、借景の対象、見切り、そして前庭と遠景をつなぐ要素の四つの要素が規定<sup>26</sup>された。「隠滅論<sup>27</sup>」は、借景を庭の命脈とみなし庭自体の消滅を意味する<sup>28</sup>とされているものである。西沢文隆<sup>29</sup>、進士五十八<sup>30</sup>らがそれぞれに定義づけを行っている。進士五十八は、借景の比重が最大の場合即ち借景がもし消滅してしまえば庭の生命も半減してしまう場合を「本格的な借景庭園」と定義<sup>31</sup>している。

なお、このような周らによる4つのカテゴリーに収まりきらない、より広い定義もある。たとえば江山(1978)による、「借景というのは、庭の外の景を借用するという意味である。<sup>32</sup>」といった定義である。このように、現代日本における「借景」という用語は非常に多義的であるが、本論においては特に「主景論」、なかでも、上原敬二による「この意匠は他の域外の地物を宛も自己の造園の一主要構造物として取り扱ふ点にある<sup>33</sup>」という定義に沿って「借景」を扱うこととしたい。

## (2) 「借景庭園」とは

以上みてきたように、日本における「借景」の定義づけは、この認識に基づく日本庭園の再評価と連動して行われてきた。このなかで、「借景」が庭園構成上最も重要な要素と認められる日本庭園については、特に「借景庭園」と称されるようになった<sup>34</sup>。

では、具体的にどのような「借景庭園」があるのだろうか。周(2013)の既存研究によると、32か所の庭園が典型的な借景庭園として挙げられている<sup>35</sup>。以下表1に、その結果をリスト化して示す。「指摘回数」とあるのは、造園学の雑誌および専門書62点のなかで「借景庭園」として指摘された回数<sup>36</sup>のことである。なお、指摘回数が1回、すなわちひとつの文献においてのみ言及されているものは除かれているが、重森三玲(1973 - 1976)『日本庭園史大系』に掲載されている場合は、同文献の特殊性<sup>37</sup>から重視され、対象に組み込まれている。表1において指摘回数1回であるにもかかわらず挙がっているのは、このケースである。

地域別にみると、指摘回数が圧倒的に多いのは京都の庭園であり、次いで滋賀県、奈良県・岡山県と続く。ただし、このうち奈良の庭園で名が挙がっている「慈光院庭園」は、指摘回数が全事例中2番目にあたる。32庭園中この「慈光院庭園」と「依水園」の2庭園が、奈良における典型的な「借景庭園」として認識されているといえよう。

従って本論では、ここで名が挙がっている「慈光院庭園」、「依水園」の2庭園を、事例分

析の対象としたい。さらに加えて、ここではカウントされていないが、眺望が極めて重要な空間構成上の特徴を有している旧大乘院庭園<sup>38</sup>についても、同様にみていくこととする。

表1 典型的な「借景庭園」<sup>39</sup>

| 庭園名             | 指摘回数 | 地域 | 庭園名      | 指摘回数 | 地域  |
|-----------------|------|----|----------|------|-----|
| 大徳寺本坊<br>方丈庭園   | 23   | 京都 | 西翁院庭園    | 3    | 京都  |
| 慈光院庭園           | 14   | 奈良 | 孤篷庵庭園    | 3    | 京都  |
| 円通寺庭園           | 14   | 京都 | 天然図画亭庭園  | 3    | 滋賀  |
| 竜安寺             | 13   | 京都 | 玄宮園      | 3    | 滋賀  |
| 無鄰菴             | 11   | 京都 | 碧雲荘      | 3    | 京都  |
| 成就院庭園           | 10   | 京都 | 芦花浅水荘    | 3    | 滋賀  |
| 修学院離宮<br>上御茶屋庭園 | 10   | 京都 | 栗林園      | 2    | 香川  |
| 天竜寺庭園           | 9    | 京都 | 大通寺含山軒庭園 | 2    | 滋賀  |
| 対竜山荘            | 6    | 京都 | 柴屋寺庭園    | 2    | 静岡  |
| 正伝寺庭園           | 5    | 京都 | 管田庵庭園    | 2    | 島根  |
| 依水園             | 5    | 奈良 | 平安神宮庭園   | 2    | 京都  |
| 鹿苑寺庭園           | 4    | 京都 | 西江寺庭園    | 1    | 愛媛  |
| 岡山後楽園           | 4    | 岡山 | 甘棠館庭園    | 1    | 福井  |
| 慈照寺庭園           | 3    | 京都 | 平山亮一氏庭園  | 1    | 鹿児島 |
| 真珠庵庭園           | 3    | 京都 | 穴太寺庭園    | 1    | 京都  |
| 頼久寺庭園           | 3    | 岡山 | 吉水園      | 1    | 広島  |

### 3章 借景庭園の「保全」に関する法制度の現状

前章で述べた通り、本論で「借景」とは、上原（1926）の「この意匠は他の域外の地物を宛も自己の造園の一主要構造物として取り扱ふ点にある<sup>40</sup>」という定義に基づくものである。上原は、この借景における必要な要素として以下の3つを挙げている。「借景対象物」、「自己の設計地」そして「中間の空間」である。これを視点からの距離的な領域構成区分を示す景観用語と対比すると、「借景対象物」は「遠景」、「自己の設計地」は「近景」、「中間の空間」は「中景」と、各々読み替えることができる。

このうち「自己の設計地」すなわち「近景」は、法制度上は、文化財保護法に基づく「名勝」指定によって一定の保全が担保される。本研究で扱う3庭園は、いずれも国指定「名勝」となっている。しかし、「借景対象物」と「中間の空間」、すなわち「遠景」と「中景」は、より広域的な都市景観・環境保全の法制度がなければ、土地利用の変化によって激変してしまうことが予測される。従って、本章では、奈良における「借景庭園」3事例の分析を行う前提として、このような借景庭園の存続に不可欠な都市景観・環境保全に関する法制度上の枠組みを整理し、特に3庭園が位置する奈良県および奈良市、大和郡山市の特徴を明らかにしておきたい。

## (1) 国における法制度上の枠組み

1919年、都市計画法が公布された。このなかには、土地利用の混在を防ぐため利用目的によってゾーニングした「用途地区」制度や、指定地区では建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる「風致地区」制度が設けられていた。このうち利用のコントロールが最も強く働く「風致地区」は、あくまで都市内外の自然美の保持を主目的とした限定的な内容であったが、1930年以降東京の明治神宮周辺地区を皮切りに、各地に設定されていく。

しかし、この制度は戦中戦後はほとんど機能しなくなっていった。再び増加傾向に転じるのは1970年代である。風致地区条例を制定する地方自治体が各地でみられるようになった。この背景には、高度経済成長期に急激なスピードで進んだ都市開発と、その反動としての景観・環境保全に関する住民運動<sup>41</sup>がある。あまりに急激かつ無秩序な都市開発は様々な問題をもたらしたが、直接的に健康被害をもたらす公害被害としての排気ガスや有害排水物、日照被害などと比べると景観・環境保全に対しては法的な対応は弱かった<sup>42</sup>という。この結果、住民運動が激しくなり、この動きに後押しされる形で、1966年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が制定された。この法律は京都市、奈良市、鎌倉市、天理市をはじめとする歴史的都市<sup>43</sup>への限定適用であるが、周辺の自然環境と一体になっている古社寺や遺跡を歴史的風土特別保存地区および歴史的風土保存区域に指定できる。特に歴史的風土特別保存地区内では、一切の開発行為を抑制したり、土地の買い上げが可能になるなど、現状凍結的な強い規制力を有するものであった。このような動きと連動し、同様の規制力を有する既存の風致地区制度を条例によって導入するケースが、古都保存法の適用都市はもちろん、適用外の他の地方都市においても広くみられるようになっていったのである。

これらの法制度は、土地利用のコントロールにより、主に都市において一定の広がりをもつ自然環境の保全を実現するものであったが、大きな転機となったのが2004年に制定された景観法である。「景観」を対象としたこの法律によって、自然環境のみならず、広く都市や農山漁村の環境全体の「質」の向上が目指されることとなった。景観法では地方

自治体が独自に景観計画を策定することができ、この計画ではエリア内の建築物の意匠・色彩・高さなど様々な規制をかけることが法的に可能となる。すなわち、広域的観点からの土地利用の規制誘導が必要な借景の保全には、ここでようやく初めて、効果的な法制度が整備されたといえる。ただし、この法律が出来る前の2003年9月末の段階で、既に各地方自治体の自主的な取り組みとして合計524の景観条例<sup>44</sup>が制定されていた。すなわち、景観法制定前であっても、部分的にはこのような自主条例によって、借景保全をある程度は可能にしていたケースもあり得る。しかし、それには法的根拠はないため、規制力は弱いものであった。

## (2) 奈良における法制度上の枠組み

では、このような全国的動向のなかで、奈良県および奈良市、大和郡山市はどのような状況にあるのだろうか。まず、奈良県からみていきたい。表2に、奈良県における都市景観・環境保全に関する主な法制度の変遷を整理して示す。風致景観条例を制定する地方自治体が増え始めた1970年に、同様に「奈良県風致地区条例」が制定されている。続く1972年には、自然環境を保全することが特に必要な区域において、その適正な保全を推進することを目的とした「奈良県自然環境保全条例」が制定された。その後はしばらく大きな動きはみられないうが、2000年代に入り一変する。まず、風致地区制度的な運用を図ることを目的にし、

風致地区ごとの方針を明確化した「奈良県風致保全方針」が2001年に策定されている。さらに、先述した景観法の発足を受けて、2009年に「奈良県景観計画」および「奈良県景観条例」が策定されている。

この「奈良県景観計画」では、従来主に自然環境に偏向していた土地利用の規制誘導が、より広域なものに変化している。特筆すべきは、「眺望」に関する記載がみられることである。景観形成基準のなかに、景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場からの眺望に配慮すること<sup>45</sup>との記載がみられる<sup>46</sup>。ここで「主要な視点場」とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、「奈良県景観資産」に登録されたもののうち、「眺望」と関連しているものが該当する。「まほろば眺望スポット百選」とは、隠れた眺望スポットの発掘を兼ね、奈良の眺めの良さをPRしてイメージアップを図るために<sup>47</sup>奈良県が選定した定数名所である。また「奈良県景観資産」とは、景観への県民意識の向上と観光資源としての活用を目的として公募を経て奈良県が選定を行う制度<sup>48</sup>である。

表2 奈良県における都市景観・環境保全に関する主な法制度

| 制定年（年） | 区分 | 名称          | 備考        |
|--------|----|-------------|-----------|
| 1970   | 条例 | 奈良県風致地区条例   | 2014年4月廃止 |
| 1972   | 条例 | 奈良県自然環境保全条例 |           |
| 2001   | 方針 | 奈良県風致保全方針   |           |
| 2009   | 計画 | 奈良県景観計画     | 景観法による    |
| 2009   | 条例 | 奈良県景観条例     | 景観法による    |

次に、奈良市についてみていきたい。表3に、奈良市における都市景観・環境保全に関する主な法制度の変遷を整理して示す。では1966年に古都保存法が適用され、その後自主条例として1990年に「奈良市都市景観条例」、1992年に「奈良市都市景観形成基本計画」が策定された。その後、景観法の施行に伴い、このような既存の自主条例を発展継承するかたちで、2010年に「奈良市景観計画」を定めている。同時に従来の「奈良市都市景観条例」も2010年に改正され、「なら・まほろば景観まちづくり条例」として生まれ変わっている。

特筆すべきは、このような流れの延長線上に、「眺望」景観を重視した保全・活用計画が策定されていることである。2012年策定の「奈良市眺望景観保全活用計画」である。この計画では、奈良市の「眺望」景観を、奈良固有の貴重な資産として位置づけており、その保全と活用に関する方針が盛り込まれている。具体的には、視点場から視対象までの扇形のエリアを「眺望景観保全区域」に指定し、現在の法規制で対応できるかゾーン分けをし、その状況に応じて区域ごとに実情に応じた土地利用の規制誘導を検討している。ここで視点場となるのは、市民公募と学術調査等をもとに決定した「奈良らしい眺望景観」が望める場所41箇所だが、特に「奈良らしさ」が高く、かつ緊急の対策が必要とされる15箇所からの眺望を「重点眺望景観」としており、詳細な保全・活用方針が立てられている。

さらに、2015年には「奈良市風致保全方針」も出されている。これまで、風致地区に関する事務権限は都道府県が担っていたが、2011年の「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」改正に伴い、その権限は全て市町村に移譲されることとなった。奈良県においても、各市町村の風致地区条例に基づくこととなり、従来の「奈



「奈良県風致地区条例」の考え方を基本的には踏襲しつつ、地域ごとの実情を加味した市単位の風致保全方針が策定されたのである。なお、このような動向に基づき、従来の「奈良県風致地区条例」は2014年4月に廃止されている。

表3 奈良市における都市景観・環境保全に関する主な法制度

| 制定年(年) | 区分 | 名称               | 備考                  |
|--------|----|------------------|---------------------|
| 1966   | —  | 「古都」指定           | 古都保存法による            |
| 1990   | 条例 | 奈良市都市景観条例        | ※1                  |
| 1992   | 計画 | 奈良市都市景観形成基本計画    | ※2                  |
| 2010   | 計画 | 奈良市景観計画          | 景観法による。<br>※1と※2を踏襲 |
| 2010   | 条例 | なら・まほろば景観まちづくり条例 | ※1の改正               |
| 2012   | 計画 | 奈良市眺望景観保全活用計画    |                     |
| 2015   | 方針 | 奈良市風致保全方針        |                     |

最後に、大和郡山市についてみていきたい。表4に、大和郡山市における都市景観・環境保全に関する主な法制度の変遷を整理して示す。特に近年、広域的観点からの土地利用の規制誘導が盛んに行われている奈良市と比べて、大和郡山市は全体として動きが少ない。ただし、景観法施行後間もない2004年には「大和郡山市景観形成ガイドライン」が策定されている。また、先述した風致地区に関する運用体制の変化に伴い、2012年に「大和郡山市風致地区条例」が、翌年2013年に「大和郡山市風致保全方針」が策定されている。

表4 大和郡山市における都市景観・環境保全に関する主な法制度

| 制定年(年) | 区分 | 名称              |
|--------|----|-----------------|
| 2004   | 方針 | 大和郡山市景観形成ガイドライン |
| 2012   | 条例 | 大和郡山市風致地区条例     |
| 2013   | 方針 | 大和郡山市風致保全方針     |

このようにみえてくると、奈良県全体における景観・環境の保全の動きは、約50年弱の歴史を持っているが、広域的な景観・環境保全に関して顕著な動きがみられるようになったのは、2000年代に入ってからのことである。さらに市単位でみていくと、奈良市は景観法制定前から自主条例による取組みを行っていたが、それも1990年であり、比較的近年のことと指摘できる。ただし、奈良市に限っていえば、景観計画に加えて、特に「眺望」に特化するかたちで、きめ細やかな土地利用の規制誘導が図られている点で大いに特徴があると指摘できる。

では、奈良市のように、特に「眺望」に特化した景観計画や条例を設けている事例は、他にどの程度あるのだろうか。森山ら(2011)<sup>49</sup>によると、2011年現在、景観計画を策定している自治体245のうち、43自治体が「眺望」景観保全に焦点を当てているという。このなかには、最も典型的な「借景庭園」の数が多かった京都市も含まれている。

京都市では、2010年に出された、京都市眺望景観創生条例に基づいて眺望景観保全地域を指定し、建築物の高さの規制や色彩、形状、意匠等の基準を定めている。ここでは38か所

の借景・眺望景観を「眺望景観保全地域」として指定しており、そこには庭園からの眺望・借景も含まれている。この「眺望景観保全地域」は、さらに眺望空間保全地区、近景デザイン保全地区、遠景デザイン保全地区の3つに分けられ、目的に応じた規制誘導が図られている。基本的枠組みは奈良市と似通っているが、新たに保全すべき借景・眺望景観を市民が提案する制度が設けられている点が少し異なるといえよう。

#### 4章 奈良における「借景庭園」保全の実態とは

以上の前提を踏まえて、本章では奈良における3つの「借景庭園」の事例分析を行う。対象地は、3章（2）において典型的な借景庭園としてカウントされている依水園（奈良市）と慈光院庭園（大和郡山市）、およびそれに準じるものとして旧大乘院庭園（奈良市）である。以下、現地踏査、管理者ヒアリング、古写真など借景の変化に関する史料、関連する法定計画の情報を統合・整理し、各事例にみる借景「保全」の現状と課題について考察を行うこととする。

##### （1）依水園

依水園は、奈良市の中心部に位置する。1975年に国の名勝に指定されている。作庭時期の異なる前園と後園の2種類の庭園を併せ持ち、池の周りを廻ることで景観の変化を楽しむ、池泉回遊式の構造である。それぞれの作庭時期は異なっている。前園は江戸時代前期に作られたもので、後園は明治期に作られている。特に後園が、御蓋山、若草山、東大寺南大門、春日奥山を「借景」として取り入れた「借景庭園」になっている。

最初に庭園が造られたのは江戸前期、延宝年間（1670年代）である。奈良晒を扱う御用商人であった清須美道清が煎茶を楽しむために別邸として三秀亭を移築し、埴秀軒を建て、三山を望む庭園を作った。これが現在の前園である。明治時代になると、隣接して後園が作られ、かつ前園と併せて一体的な造園がされる。これは、実業家の関藤次郎が茶の湯と詩歌を楽しむために作ったものである。1939年に、所有が関家から中村家に渡る。中村準策は海運業で財を成した人物で、一家が収集した美術品を展示する財団法人寧楽美術館を創立したいと考えており、美術品を鑑賞するにふさわしい環境を兼ね備えた美術館設立を目的として本園を購入した。1945年にはGHQに接収されたが1954年に解除され、再び中村家の所有となり現在に至る。なお、一般公開されるようになったのは1958年からのことである。庭園のもつ歴史的・芸術的価値が高く評価され、1975年には国指定文化財として「名勝」に指定され、現在に至る。

##### （i）「借景」の現状と変化

先述した通り、本園は池の周りを廻ることで景観の変化を楽しむ構造である。そのなかの1地点として、写真1のような借景を見ることが出来る。本中（1983）は、この借景の視点場に関し、「園外景観の眺望が予定されている地点は、氷心亭とその周辺に限られているのである。<sup>50</sup>」と述べている。「借景対象物」は、御蓋山、若草山、東大寺南大門、春日奥山である。庭園内の樹木が見切りとなり、園内の築山と樹木で園内外の景観が繋がっている。図1に、視点場から借景に至るまでの視野領域を示す。

庭園へ最初に足を踏み入れると、園外景観は植物と園内の建造物によって完全に遮断され、目に映るのは庭園の構成物と空のみである。この時点では、借景は見られない。しばらく進み、前園を経て、やや暗い後園への道を経ると視界が急に開け、借景が飛び込んでくる。なお、少し近づくと写真2のように南大門が見えなくなり、かつ近景のボリュームが大きくなりすぎてバランスが悪くなる。写真1のような借景を確実に見ることができる地点は、極めて限られている。借景を味わった後は、苔庭、池、ドウダンツツジの刈り込み等、再び様々な景色変化が楽しめる構造になっている。



写真1 依水園の借景（筆者撮影）



写真2 写真1より少し近づいた様子。  
南大門が見えない（筆者撮影）

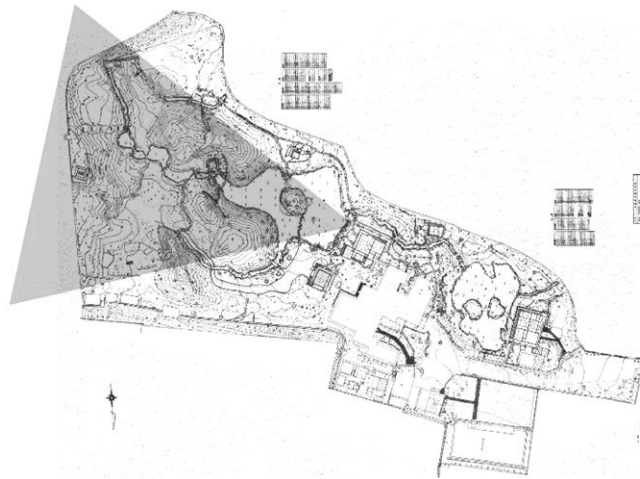


図1 依水園園内の視点場から借景に至るまでの視野領域<sup>51</sup>

表5に、1969年の依水園の借景と、2015年現在の借景の状況を並べて示す。一見すると、あまり変化がないように見受けられる。ただしよく見ると、近景は大幅に植栽の剪定と整理が行われており、借景の効果が明瞭になっていることが分かる。しかし中景、遠景にはほとんど変化が見られない。景観のつながりを分断するような建造物も存在しない。

表5 依水園の借景の写真比較

|   |  |
|---|--|
|  |  |
| 1969年4月14日発行文献に記載   | 2015年11月18日撮影  |
| 『寧楽譜 <sup>52</sup> 』より  | 筆者撮影   |

### (ii) 中景・遠景「保全」の現状

では、このような借景の「保全」に関し、まずは園外景観（中景・遠景）の保全状況をみていきたい。図1に、園外視点場から借景に至るまでの視野領域を示す。依水園が位置する一帯の都市計画図を見ると（図2～図4）、まず依水園周辺は最も規制が厳しい第一種風致地区<sup>53</sup>に指定されていることが分かる。さらに歴史的風土特別保存地区<sup>54</sup>として春日山特別保存地区、歴史的風土保存地区<sup>55</sup>として春日山保存区域、都市計画公園<sup>56</sup>・緑地<sup>57</sup>に位置付けられている。すなわち、借景の中景および遠景には、春日山周辺のエリアとして、早い段階から複数の土地利用の規制がかけられており、保全体制がとられていることが分かる。2012年策定の「奈良市眺望保全活用計画」では、視点場を依水園に置いたものはないが、既存の法制度によって既に十分な保全の体制が成立しているといえる。2015年に策定された「奈良市風致保全方針」にも春日山風致保全方針が記載されており、依水園周辺の東大寺や興福寺、若草山等を取り囲む緑地、点在している文化施設からなるエリアは原則的に現況を凍結的に保全することと明記されている。このような従来の枠組みが続く限り、借景の中景と遠景が阻害されることはまず無いと考えられる。

### (iii) 近景「保全」の現状

では次に、近景の保全に関してみてみる。この保全を左右する大きな要素が、園内の維持管理状況である。関係者へのヒアリング<sup>61</sup>から、特に植栽の手入れによって景観が大きく変化してきたことが判明した。手入れの頻度が減少すると、植栽が繁茂し、全体として暗くなり、近景の質が著しく低下する。表5の左側に挙げた1969年ごろの写真は、その様子を端的に示している。近年、これを「課題」として認識し、「保存修理事業<sup>62</sup>」によって大掛かりな植栽の剪定を行っているという。戦中戦後の依水園では、手入れの頻度の低下に加えて、GHQの接収によって木々は過密になり、育成環境が悪化しコケの衰退や表土が流されるようになり、庭園の魅力を味わいにくくなっていた。しかしそれらの樹木の剪定や除伐には費用が大

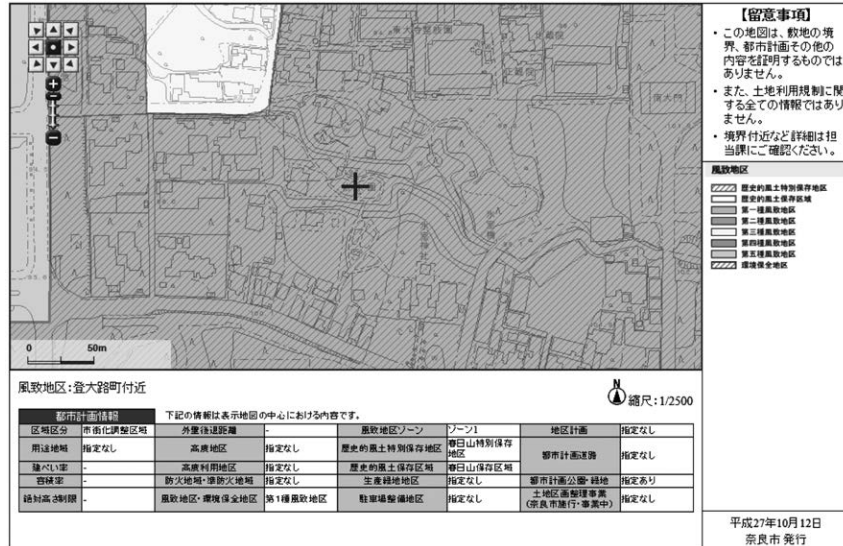


図2 依水園周辺の歴史的風土保存地区・風致地区等の指定状況<sup>58</sup>

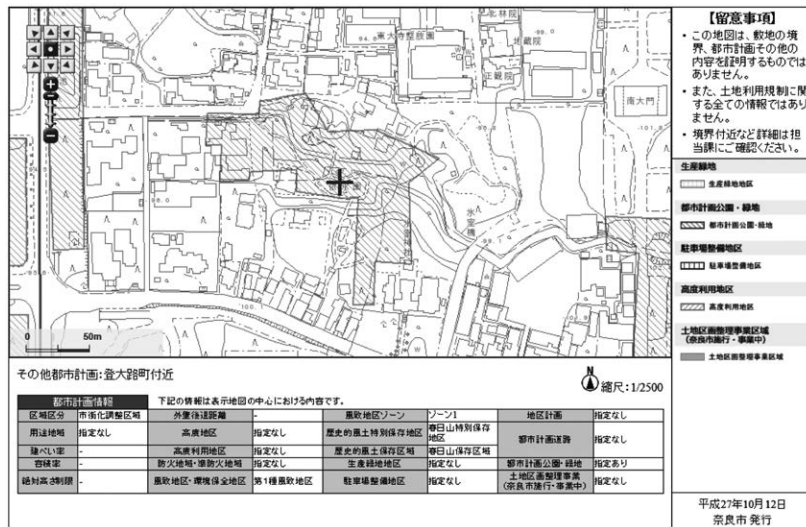


図3 依水園周辺の土地利用状況<sup>59</sup>

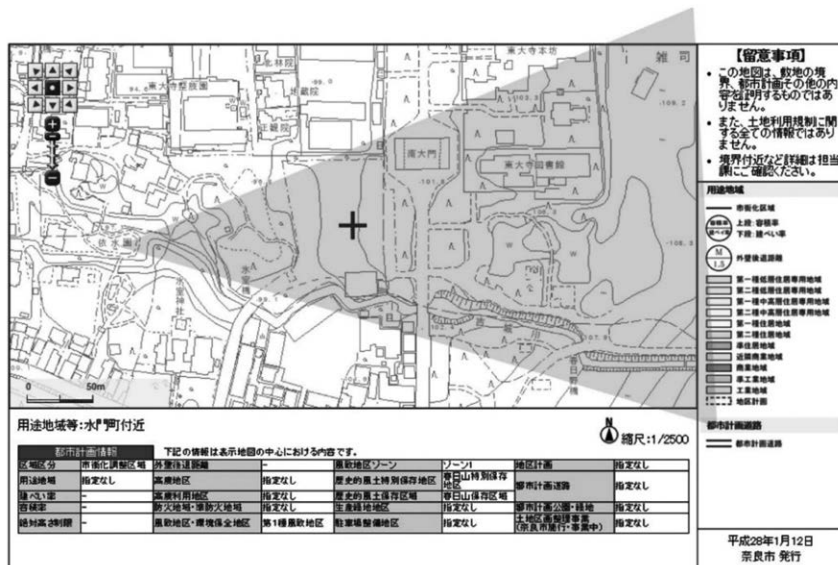


図4 依水園外側における視点場から借景に至るまでの視野領域<sup>60</sup>

きく日常管理では対応に限界があった。そこで「保存修理事業」の一環として、作庭時の姿に近づけるために剪定・伐採が行われたのである。その結果が、表5右側に示す2015年現在の写真である。植栽は日常的な管理の対象であり、表面的には見えにくいだが、この維持管理は、景観保全上非常に重要な意味を持っていることが分かる。

また、このような維持管理を行う「主体」の認識も、近景の質を左右する大きな要因と指摘できる。今日まで依水園が残っている背景には、中村準策による依水園購入及び孫の中村準佑の功績がある。中村準策は依水園を購入し、寧楽美術館を創設した。その後第二次世界大戦の時にはGHQに接収されるが、その後返還される。しかし接収による傷みが庭園にはあった。その痛みを準策の孫である準佑が修繕し、その後寧楽美術館と依水園の公開を果たした。さらに同じ中村家により代々その価値が受け継がれ、近年はその価値をより強化する方針が検討された結果として、植栽をはじめとする大きな保全修理事業に着手すると共に、日々の維持管理もまた続けられている。このような一貫した営みと、庭園そのものに対する深い認識が、近景の質を保全していくと指摘できる。

## （2）慈光院庭園

慈光院庭園は、奈良県の大和郡山市に位置する。1934年に国の名勝に指定されている。境内は建物から露地、借景に至るまで「茶」を楽しむための趣向が凝らされている。特に書院周辺の庭園は西南部に大小の刈り込みが配置される大刈込一式の様式であり、東部は中景に大和盆地を、遠景に若草山、三笠山、春日山、三輪山を借景として取り入れた「借景庭園」になっている。

慈光院は、1663年に大和小泉藩二代目藩主である片桐石州が父の菩提寺として、自分の領地内に大徳寺 185 世 玉舟和尚ぎょくしゅうおしょうを祖として迎え、建立した臨済宗大徳寺派の寺院である。1934年には、庭園が国の史跡及び名勝指定を受けた。1944年には、当時の国宝保存法により、境内の茶室、書院、手水鉢が国宝に指定された。なお、1950年の文化財保護法の発足に伴い、これら茶室、書院、手水鉢は国指定の重要文化財に変更となり、現在に至る。

### （i）「借景」の現状と変化

書院は南と東に開けており、南には刈込の庭園、東には写真3のような「借景」を見ることが出来る。「借景対象物」は、遠景としては若草山、三笠山、春日山、三輪山の山並みだが、中景の大和盆地も一連の景観として組み込まれている。刈込が見切りとなっており、書院から見ると写真4のように目に映る。図5に、視点場から借景に至るまでの視野領域を示す。

慈光院庭園の、昔と今の借景の変化を、写真を通して見ていく（表6）。慈光院庭園の借景対象である大和盆地の様子が変化してきている様子が見て取れる。昭和30年頃には大和盆地は田園が広がり、低層の建築物が少しだけ建っていて、遠景の山までずっと見渡せる状態であることが伺える。しかし次第に高層で屋根がカラフルなものが立ち並び、景観が変わってきている。そのため、後述するが借景保全のために植栽修景が施されている。



写真3 慈光院の借景（筆者撮影）



写真4 書院より望む慈光院の借景（筆者撮影）

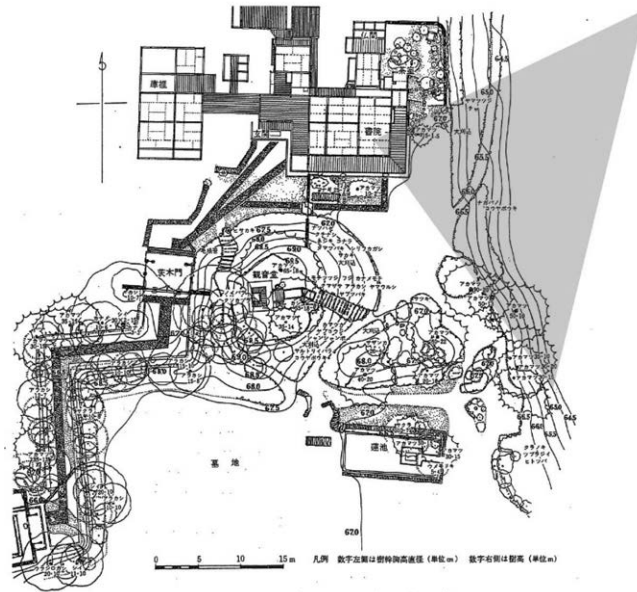


図5 慈光院園内の視点場から借景に至るまでの視野領域<sup>63</sup>

近づいてみると、写真5、6に示すように、植栽の背後にはゴルフセンターのネットや緑色の屋根をした建造物が隠れていた。慈光院にて購入したパンフレット『慈光院』における書院の庭の解説を見ると、「奈良の市街も春日、御蓋の翠巒も、眼下をゆるやかに流れる富雄川も、田野を耕す人々も、堤に釣糸を垂れる村童の姿まで、それはまさに一幅の大画譜である」と書かれており、従来の借景の様子を想像できる。時代ごとの大和平野を借景しているというのであれば、またこの現代の風景も正しい借景と言うべきなのだろうか。いや、そうは考えられない。なぜならば本来の借景である中景、遠景が阻害されているためである。借景として成立しうる要素が妨げられているためである。

慈光院はこの景観の問題についてホームページ内に個別ページを作って説明をし、緑豊かで美しい景観・環境の重要性について説いている。



写真5 慈光院借景、右手樹木植栽の向こう側  
（筆者撮影）

写真6 慈光院借景、左手奥の樹木植栽の  
向こう側に緑色の屋根（筆者撮影）

表6 慈光院庭園の写真比較

|  |   |
|--|---|
|  |   |
| <p>1950年頃<br/>『入江泰吉の奈良<sup>64</sup>』より</p>   | <p>1963年発行の本より<br/>『古美術<sup>65</sup>』より</p> |
|  |   |
| <p>1988年の写真<br/>『わび茶と露地(茶庭)の変遷に関する史的考察：<br/>その6:石州・不昧における露地の展開<sup>66</sup>』より</p> | <p>1997年頃<br/>慈光院 HP<sup>67</sup>より</p>     |
|  |   |
| <p>2015年11月18日撮影<br/>筆者撮影</p>  |   |



(ii) 中景・遠景「保全」の現状

では、このような借景の「保全」に関し、まずは園外景観（中景・遠景）の保全状況をみていきたい。慈光院庭園が位置する一帯の都市計画図を見ると（図6、図7）、慈光院周辺が15m高度地区の第一種住居地域<sup>68</sup>及び15m高度地区の第一種中高層住居専用地域<sup>69</sup>として利用されていることがわかる。また、宅地造成工事規制区域<sup>70</sup>であることも読み取れる。また、借景対象は慈光院より東の大和盆地及び若草山等の山脈だが、慈光院より東の地域には用途地域の指定がなされていないのが伺える。どちらかと言えば住居重視のこの地域で、戦後の都市開発の時代に様々な建物が作られたことは容易に推察される。土地利用の規制が効かぬ状況下、慈光院の借景対象の大和盆地の景観が、都市開発の時代にだんだんと変化していったのであろう。

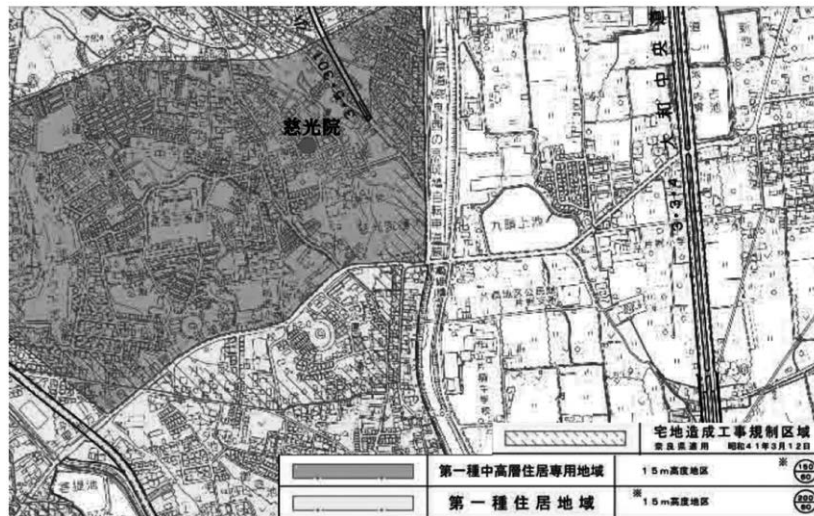


図6 慈光院周辺の土地利用状況<sup>71</sup>

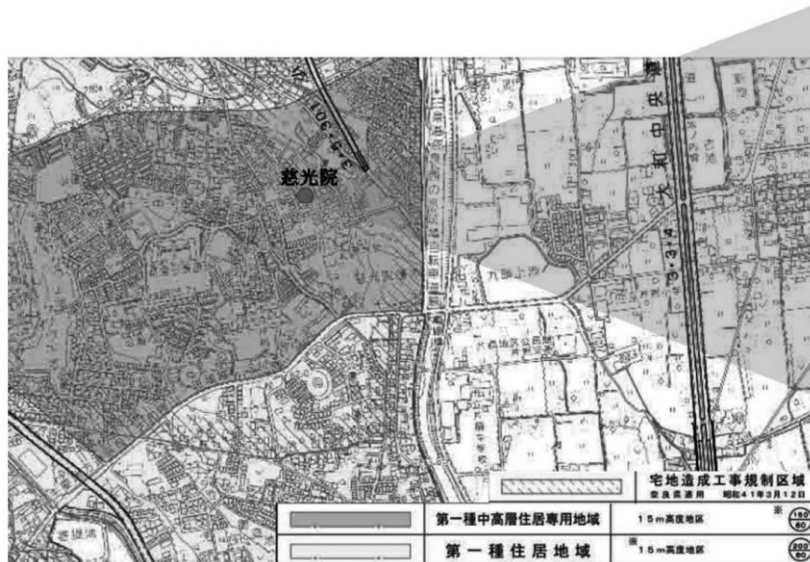


図7 慈光院庭園外側における視点場から借景に至るまでの視野領域<sup>72</sup>

大和郡山には、大和郡山市風致地区条例があるが、慈光院の周辺は風致地区に指定されていない。こちらは、矢田地域と郡山城跡周辺を主として指定されている。大和郡山市景観形成ガイドラインもあるが、慈光院庭園は対象から外れている。

### （iii）近景「保全」の現状

では次に、近景の保全に関してみる。

大刈込一式の庭園を維持する為に、手入れは年に2回行われている。住職はおもてなしの為、打ち水は一日に何回も行っている。また、園内の樹木は時間経過につれて背丈を伸ばしているものもみられるが、その形状に沿った剪定が工夫されている。生き物である植栽の維持管理の大変さや、来園者に対する心遣いが伺える。

加えて、維持管理を行う「主体」の認識が非常に高いことが指摘できる。都市開発の影響で中景・遠景に被害が出たのは前述のとおりである。それに心を痛め、慈光院は事あるごとに緑豊かで美しい景観・環境の重要性について説いてきたという。そのみならず、何かしらの実践をしようと考え、近景にあたる園内の樹木で隠蔽したり、中景にあたる書院東側の元来田であった土地に盛り土をし、5～600本の植樹を行ってきた。中景・遠景の被害を、このような自主的努力によって補っているのである。

### （3）旧大乘院庭園

旧大乘院庭園は、奈良市の高畑町に位置する。1958年に国指定の名勝になっている。中世の遺構を残している貴重な庭園で、今回とりあげている3庭園の中で一番作庭時期が早い。池泉回遊式の構造だと推定されている。また江戸時代中頃に描かれたと見られている「興福寺旧大乘院庭苑図」「大乘院図」、江戸時代末期ごろに描かれたと見られている「大乘院四季真景図」には三笠山、春日山、高円山が描かれており、借景庭園ではないか、という推測もある。管理団体は公益財団法人日本ナショナルトラストで、所有者は西日本旅客鉄道株式会社と奈良市になる。

大乘院は、1087年に興福寺の門跡寺院として創建されたもので、現在の奈良県庁の位置にあったという。それが、1180年に起こった平重衡たいらのしげひらによる南都焼き討ちの後、1081年に現在地に移る。1451年に徳政一揆の火災で伽藍が燃えてしまい、翌年から尋尊による復興が始まる。1465年からは善阿弥による大乘院の作庭が開始される。1471年に作庭を善阿弥の子、小十郎が引き継ぎをし、1489年に建物・庭園を含めた伽藍整備が完了する。時代は過ぎ1868年になると、廃仏毀釈によって、大乘院は荒廃する。1877年には大乘院は売却されている。敷地は飛鳥小学校や奈良ホテルのテニスコートなどになる。1909年には奈良ホテルが現在の位置で運営を開始した。1938年には奈良市によって池を分断するような道路が建設される計画が策定されたが、田村剛や森蘊、重森美玲らの反対運動によってその通りの計画は実行されず<sup>73</sup>、1942年に敷地東端を削る形となった道路が建設された。1958年には敷地の西部に国鉄の保養施設が建設されたが、同年に池を中心とする大部分が国の名勝に指定された。名勝に指定されたことによって、ようやく文化財としての保護対象になった。1973年には日本ナショナルトラストが管理団体として文化庁から指定された。1994年から庭園全体の発掘調査と整備が行われる。1996年には名勝大乘院庭園文化館が完成し、2010年春に庭園が一般公開されるようになった。

### (i) 「眺望」の現状と変化

残されている「興福寺旧大乘院庭苑図」や「大乘院四季真景図」(図8)には三笠山、春日山、高円山が一体として描かれているため、借景庭園と言っても不自然ではない。しかし日本の借景という言葉の始まりは室町時代であるため、少なくとも造成当初から「借景庭園」として造られたわけではないと推測される。さらに旧大乘院庭園の絵図からは見切りがどれかを推測することは難しく、本論文の借景の定義とは合致しないため、ここでは眺望のウエイトの高い庭園として扱うことにする。

先述したとおり、本園は池の周りを回ることによって景観の変化を楽しむ構造である。絵図に描かれていた景色と照合させるため、橋の手前からを視点場として東を望むと写真7のように見える。橋の東には山が見えないが、写真8を見ると遠くに山が映っている。しかし高い位置から撮影している点及び絵図がどの位置から見た情報をどの程度正確に示しているものかは不明である。図9に、橋を視点場とし東を見たとき眺望に至るまでの視野領域を示す。

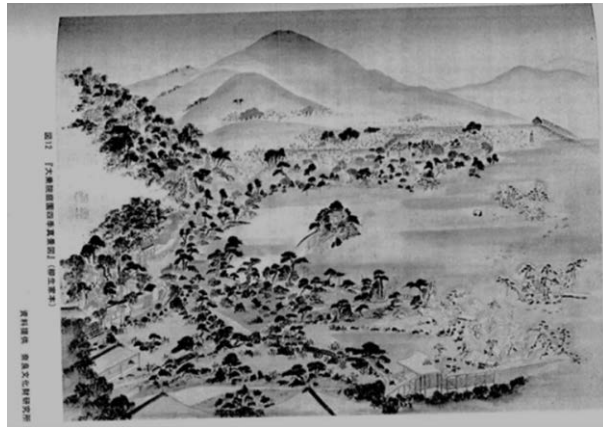


図8 大乘院庭園四季真景図<sup>74</sup>



写真7 橋から東の眺望(筆者撮影)



写真8 東屋にあった発掘調査時の写真  
(奈良文化財研究所所蔵)

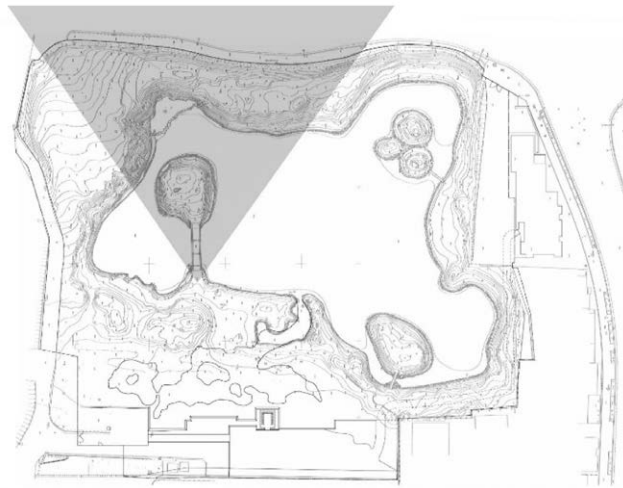


図9 視点場から眺望に至るまでの視野領域<sup>75</sup>



旧大乘院庭園の昔と今の眺望の変化を、写真や絵図を通して見ていく（表7）。まず江戸時代末期に描かれた絵図であるが、どこか一点から見えたとおりに描かれているとは言い難い。というのも、俯瞰でこのように見るとして、画面奥の山頂まで見渡せる場所というと相当の高さを要するためである。だが庭園と山々等の位置関係を確認することは出来るだろう。昭和15年発行の『社寺の庭園』に掲載されていた写真は、廃仏毀釈によって荒廃した後の姿である。筆者撮影の写真と絵図を見ると、現在では園内は丁寧に復元がなされていることが明らかである。しかし、江戸時代（さらに作庭当初も）には、周辺環境において奈良ホテルなど建造物は存在しておらず、また先述したように敷地東端を削る形で建設された道路も通っていないため、その道路沿いに建造物が並ぶこともなかった。これらの点から、園内は復元されたが、周辺環境はある程度変化をした状態にあるといえる。

## （ii）中景・遠景「保全」の現状

では、このような眺望の「保全」に関し、まずは園外景観（中景・遠景）の保全状況をみていきたい。旧大乘院庭園が位置する一帯の都市計画図を見ると（図10～図12）、旧大乘院庭園は第一種風致地区に指定されていて、歴史的風土特別保存地区として春日山特別保存地区、歴史的風土保存地区として春日山保存区域に指定されている事が伺える。ここまでは依水園庭園と同一である。依水園庭園と異なっているのは準防火地域<sup>78</sup>の指定がされていることと、都市計画公園・緑地の指定がされていないことだ。

旧大乘院庭園の眺望対象は東の山々である。図10では、旧大乘院庭園の東のエリアが風致地区等の指定がされていないように見えているが、近隣の中天満町、下清水町のエリアのみ風致地区指定等がなされておらず、それより東の地域は第4種風致地区、第3種風致地区、春日山保存地区等に指定されている。また中天満町及び下清水町のエリアには第一種低層住居専用地域の指定がされており、建築物の高さ制限が10mとなっている。これらの理由から、旧大乘院の眺望は守られていると考えられる。また、旧大乘院の西の黄色になっているエリアは奈良町の界限である。奈良町や住居エリア等の中に位置しながらも、景観を守る地区指定や建築規制がなされているため、このような従来の枠組みが続く限り、これ以上眺望の中景と遠景が阻害されることはまず無いと考えられる。

表7 旧大乘院庭園の写真・絵図比較

|   |  |
|---|--|
|  |  |
| <p>江戸時代末期ごろの絵図<br/>『名勝旧大乘院庭園整備報告書 平成6年～23年度保存修理事業<sup>76</sup>』より</p>             | <p>1940年発行の本より<br/>『社寺の庭園<sup>77</sup>』より</p>                                      |
|  |  |
| <p>2015年11月18日撮影<br/>筆者撮影</p>   |  |

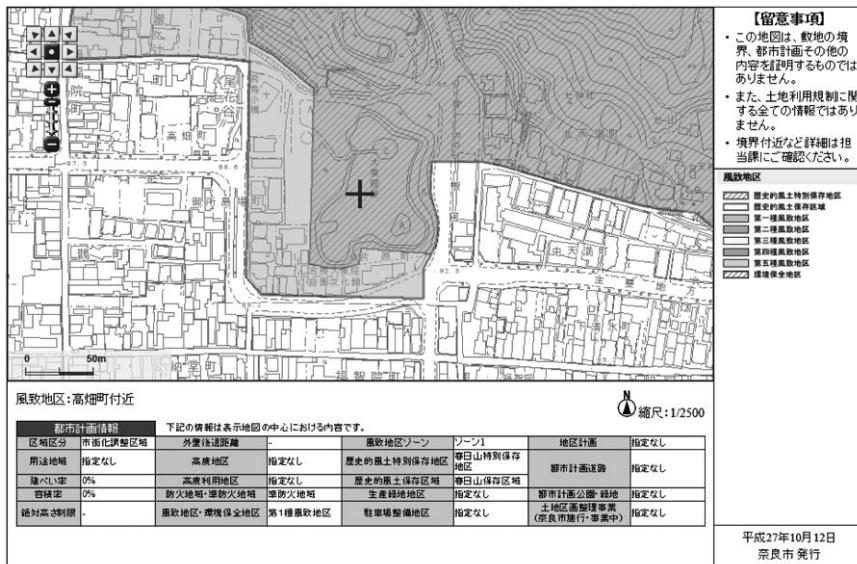


図10 旧大乘院庭園周辺の歴史的風土保存地区・風致地区等の指定<sup>79</sup>

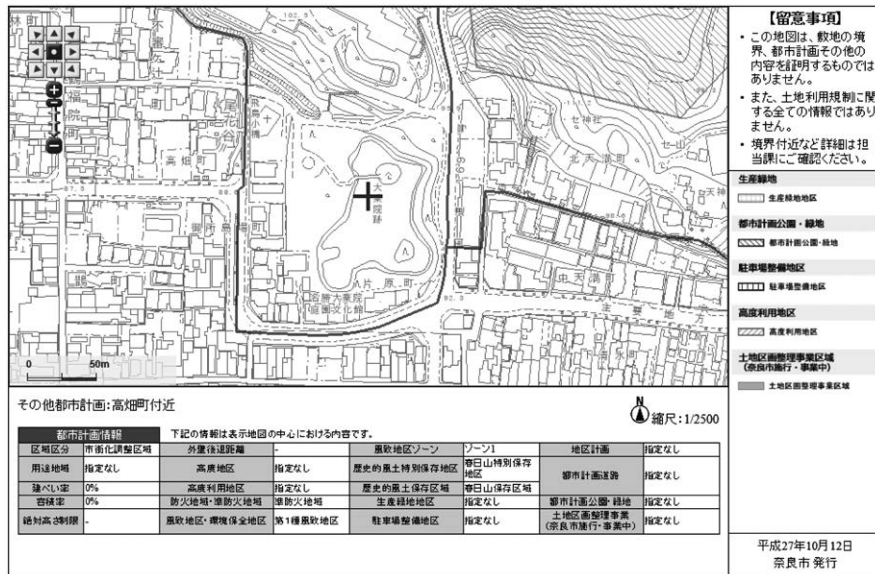


図 11 旧大乘院庭園周辺の土地利用状況<sup>80</sup>

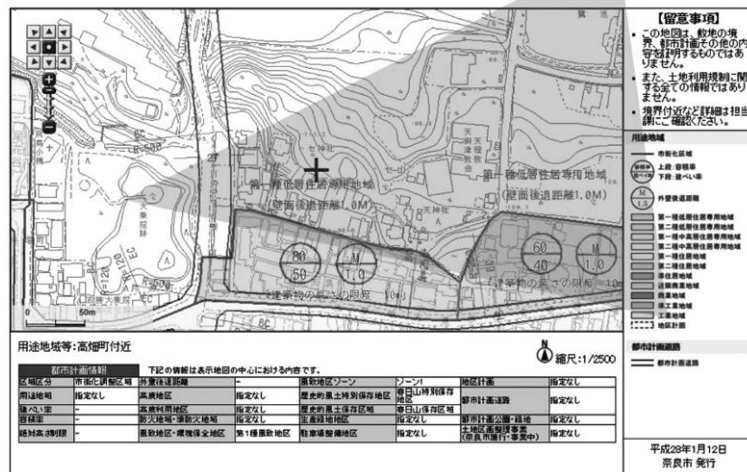


図 12 旧大乘院庭園外側における視点場から借景に至るまでの視野領域

### (iii) 近景「保全」の現状

では次に、近景の保全に関してみてみる。この庭園は他の庭園と比べて、庭園自体の変化が大きい。廃仏毀釈によって廃れ、売却されるにいたっている為である。庭園自体は1995年から奈良文化財研究所による発掘調査と復元工事が進められてきた。発掘調査の結果判明した遺構は、保護するために地中にあり、その上に土をかぶせて現在の復元された旧大乘院庭園が存在する。その後2010年に復元事業が完成し、公開されることになる。また歴史でも書いた通り、奈良市による旧大乘院庭園の池を分断する道路計画があったが、田村剛や森蘊、重森美玲らが反対運動を起こすことで防いだ。庭園学者により価値が周知され、(完全ではないが)辛うじて保全されるに至ったのである。

## 5章 総合考察

### (1) 各事例の「借景」

各事例の借景対象または眺望の対象は、いずれの庭園にも山が含まれている。それに加えて、依水園には歴史的建造物（東大寺南大門）が、慈光院庭園には人の住空間（大和盆地）が加わっている。

庭園内部と借景、眺望対象について見ると、どちらもほぼ変化がないのが依水園庭園、内部にあまり変化はないが借景対象に大きな変化があったのが慈光院庭園、内部に大きな変化があり、眺望対象が（正確には一定の変化はみられるが、慈光院庭園に比すると）あまり変化していないのが旧大乘院庭園である。具体的に言うと、慈光院庭園は借景対象である大和盆地の景観が近代化によって大きく変化したことと、旧大乘院庭園は廃仏毀釈により庭園が廃れ埋没され、後にそれが復元されていることである。

### (2) 中景・遠景の「保全」

3庭園の遠景を比較すると、いずれの庭園も遠景にあたる山の変化はあまり見受けられなかった<sup>81</sup>。中景にあたる依水園庭園の東大寺南大門は、対応する法律が早期に出ている文化財になっているため、保存がされている。一方明確に保全する法律がなかった慈光院庭園の中景にあたる大和盆地はその様子が大きく変化していることがわかる。保全するための法律の整備が遅かったことに加えて、所有者が一般の個人で改変が自由にできたためだと推測される。ただ、作庭された時も同様に大和盆地の所有者は一般の個人であったため、人々の生活の変化が借景の変化を生み出したものだと指摘できる。2009年に作られた奈良県景観計画には「視点場からの眺望の保全」の記載があり、視点場として慈光院も該当しているが、そういった行政の対応よりも先に慈光院自らが対策を行っている次第である。保全・保護対象が明確である文化財には対応が早く、保全環境が整えられつつあるが、「眺望・借景」のように保全・保護対象が曖昧な物ほど、対応が遅れているように考えられる。

また、周辺の土地利用について見てみると、依水園庭園の周辺は、東大寺や春日大社等、歴史的建造物が多い。また、借景対象である東大寺南大門も各山々も、春日山保存地区にあたり、庭園から借景対象まで全て一括で保全されていると推測される。対して慈光院庭園は、住居地域の中にぽつんと存在している文化財だと指摘できる。慈光院には名勝指定があるので、慈光院のみ保護対象、後は一般の生活空間といった状況だろうか。旧大乘院庭園は、依水園庭園に比べて住居に隣接しているが、眺望対象となる東の方角には、風致地区の指定がなされていたり、建築物の高さ制限がなされていたりして、行政によって景観保全の措置がある程度とられている。奈良町が近いためもあってか、町並みの保全と文化財の保全、眺望の保全などがバランスよくされているように見て取れる。

### (3) 近景の保全

文化財の保存は、1897年の古社寺保存法より始まり、法整備は借景や眺望の保全と比べると進んでいると言える。3庭園のいずれもが国指定の名勝とされているが、名勝指定されるまで人によって守られてきた歴史もある。依水園が今日まで残ってきたこと背景には、1939年に依水園を購入した中村準策、及びその孫の中村準佑の存在が大きい。旧大乘院は、

池が分断される道路を作る計画が上がった時に、森蘊らが反対運動を起こしてそれを阻止している。

また、近景を保全する上で最も重要なのは、園内の維持管理状況である。傷んだところの修繕や、日々の手入れ、植物の剪定等、様々な維持管理の活動が行われている。また、慈光院は借景の植栽修景を行っている。その費用は拝観料から捻出されており、慈光院が負担しているものである。「人」の活動によって庭園は維持され同時に活用されるのだと考えられる。

表 8 各庭園の比較

|           | 依水園  | 慈光院庭園   | 旧大乘院庭園   |
|-----------|--|---|--|
| 借景対象物     | 山と建築物<br>(御蓋山、若草山、東大寺南大門、春日奥山)   | 盆地と山<br>(大和盆地、若草山、三笠山、春日山、三輪山)                        | 山(借景かは不明)<br>(三笠山、春日山、高円山)   |
| 庭園に変化     | なし   | なし  | あり(売却、復元)  |
| 視対象に変化    | なし   | あり(住宅や施設)   | なし   |
| 作庭時期      | 江戸時代前期 + 明治期<br>(借景の後園は明治期)  | 江戸時代中期<br>(寛文3年)                                      | 平安後期<br>(寛治元年)   |
| 庭園の名勝指定   | 昭和50年  | 昭和9年  | 昭和33年  |
| 所有者の変更    | 有り<br>清須美道、関藤次郎→中村家<br>(財団法人寧楽美術館)   | なし  | 有り<br>興福寺→売却→西日本旅客鉄道株式会社と奈良市(管理団体は日本ナショナルトラスト)                           |
| 周辺地域の土地利用 | 第一種風致地区<br>歴史的風土特別保存地区<br>(春日山特別保存地区)<br>歴史的風土保存地区<br>(春日山保存区域)<br>都市計画公園・緑地 | 15m高度地区の第一種住居地域<br>15m高度地区の第一種中高層住居専用地域<br>宅地造成工事規制区域 | 第一種風致地区<br>歴史的風土特別保存地区<br>(春日山特別保存地区)<br>歴史的風土保存地区<br>(春日山保存区域)<br>準防火地域 |
| 眺望保全計画    |  | 2009年 奈良県景観計画<br>(景観上重要な視点場)<br>※メインではない              |  |

#### (4) 中景・遠景の保全と、近景の保全との関連

中景・遠景の保全及び近景の保全が各庭園でどのようになされてきたのかを見てきたが、双方の保全が重要と考えられる。2章で述べた通り、借景における必要な要素として遠景、近景、中景が存在する。それら両方の保全がなされて初めて借景の保全はされているといえる。3庭園を見てみると、依水園は遠景・中景は行政による保全体制が整っていて、かつ園内の継承と維持管理も適切に行われてきている。慈光院庭園は中景・遠景の行政による保全体制が整っていないため、近景である園内の樹木を用いて植栽修景を施したり、中景にあたる書院東側の元来田であった土地を購入し植樹することで植栽修景を施している。加えて日々の維持管理も重要である。旧大乘院庭園は園自体が荒廃し、その復元及び維持管理がなされている。園外は行政によって保全がされている。慈光院庭園は中景・遠景が行政によって管理されていないため、自力で管理している。

中景・遠景および近景の保全によって借景は保全されている。ただ、総じて現状としては、行政が管理する中景・遠景の保全が難しいぶんの負担も各庭園にかかっており、結果各庭園の管理者が担う保全のための作業量が多いと推定できる。



## 6章 結論

以上の調査の結果、借景庭園を真に保全するためには近景である庭園本体の保全の他、中景・遠景の保全、および庭園の維持管理が必要だと明らかになった。近景の保全には文化財の保護制度と各庭園による維持管理が必要である。中景・遠景の保全には行政による保全施策が必要で、これら双方が行われて初めて借景を保全しているといえる。近景及び中景・遠景の保全のための法制度や各自治体の条例や計画等は徐々に整いつつあるが、いずれも都市開発等の景観破壊よりも遅れた対応となっていた。慈光院庭園の中景・遠景は無秩序に立ち並んだ高層建築物によって阻害され、旧大乘院庭園も市の道路計画によって分断されかけた。依水園は近隣の東大寺や春日山保存区域を含め保全されていた。現在でこそ景観は保全すべきだという認識が強まっているが、都市開発の時代にはそうは考えられていなかった。景観法成立以来、中景・遠景の保全は景観法成立以前よりはできるようになったが歴史は浅く、現状として民間が自主的に保全活動を行っている点や行政が景観法を活用し切れていない点は残る。

今後の課題として以下の2点を挙げる。

まずは、借景や眺望を含む景観政策のさらなる整備だ。景観法が制定されていても、景観行政団体以外の自治体は個別に景観計画や条例を定めておらず、借景や眺望の保全は不十分である。そのため、さらに広範囲の自治体、特に景観資源を有している自治体が景観行政団体になり保全活動をすべきだと考える。

もう1点は、行政と各庭園との結びつき及び共同体制の整備である。現状では借景保全のための負担が庭園側に大きい。特に中景・遠景の保全体制が整っていない場合はそのカバーまで庭園が行っているのが現状だ。行政による借景保全のための手助けは必要だと考える。

## 謝 辞

現地調査・ヒアリングにご協力を頂いた名勝大乘院庭園文化館の植田様、名勝依水園・寧楽美術館の田代様、慈光院の尾関様、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。また井原先生、井原専門ゼミの皆さま、お世話になりました。ありがとうございました。

## 参考論文

- ・浅野二郎, 仲隆裕, 藤井英二郎 (1990) 「わび茶と露地 (茶庭) の変遷に関する史的考察 : その6 : 石州・不昧における露地の展開」『千葉大学園芸学部学術報告 43』
- ・池辺武人 (1935) 「京都庭園の借景」『庭園と風景 17』
- ・上原敬二 (1926) 「借景とヴィスタ」『造園学雑誌』
- ・北川桃男 (1963) 「慈光院秋景」『古美術』 三彩社
- ・小沢圭次郎 (1898) 「園苑源流考」『国華 109号』
- ・小野 芳朗 (2011) 「岡山後楽園の借景・操山の風致と施業」『日本建築学会計画系論文集 76』
- ・周宏俊, 小野良平, 下村彰男 (2011) 「中国造園における借景という用語の展開と変遷」『ランドスケープ研究 74』
- ・周宏俊, 小野良平, 下村彰男 (2012) 「日本の造園における借景という用語の性格と変遷」『ラ

- ンドスケープ研究（オンライン論文集）』
- ・周宏俊（2013）「借景の展開と構成に関する日中比較研究」『日本造園学会誌』
  - ・周宏俊（2013）「日本における借景庭園の空間構成に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』
  - ・田村剛（1920）「造園美としての自然と人工」『大日本山林会報』
  - ・丹羽鼎三（1940）「作庭形式上より観たる日本庭園の類別」『造園雑誌 7』
  - ・角田博由起, 篠部裕（2010）「7299 庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察（公園・緑道, 都市計画）」『学術講演梗概集』
  - ・角田博由起, 篠部裕（2010）「713 都心における庭園の景観保全に関する研究：その 1 縮景園の周辺景観の現状（都市計画）」『日本建築学会中国支部研究報告集 33』
  - ・何英吉（1942）「借景」『庭園 24』
  - ・西田正憲（2003）「奈良の名勝大乗院庭園の保存と活用に関する考察」『奈良県立大学「研究季報」創立 50 周年記念号（第 14 巻 2・3 号）』
  - ・本中真（1981）「平城京左京三条二坊六坪旧跡庭園における眺望景観の復元的考察」『造園雑誌 44』
  - ・本中真（1983）「平城京左京三条二坊六坪宮跡庭園, 慈光院庭園, 依水園庭園における眺望行為：三者の形態論的相異」『造園雑誌 46』
  - ・町田香（2012）「圓通寺と慈光院の庭園：借景庭園の由緒」『禅文化』
  - ・森山貴行, 嶋津将徳, 浅野聡, 東條雄太（2011）「7098 景観計画における眺望景観保全方法の類型化に関する研究：眺望景観保全方法を定めている 43 自治体 155 ヶ所を対象として（景観構造・眺望景観, 都市計画）」『学術講演梗概集』
  - ・吉村龍二（2015）「文化財庭園保存修理における植栽整備（修復剪定）名勝依水園保存修理事業を事例にして」『庭園学講座XXII 古都の風景と庭園』京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター

## 参考文献

- ・入江泰吉、白洲正子（1992）『入江泰吉の奈良』新潮社
- ・小野健吉（2004）『岩波日本庭園辞典』岩波書店
- ・江山正美（1978）『庭の文化史』文一総合出版
- ・財団法人日本ナショナルトラスト（2012）『名勝旧大乗院庭園整備報告書 平成 6 年～ 23 年度保存修理事業』日本ナショナルトラスト
- ・財団法人寧楽美術館（1969）『寧楽譜』寧楽美術館
- ・坂和章平（2012）『眺望・景観をめぐる法と政策』民事法研究会
- ・重森三玲（1969）『現代和風庭園』誠文堂新光社
- ・慈光院（2008）『慈光院』慈光院
- ・重森三玲（1940）『社寺の庭園』河原書店
- ・奈良市計画課（1992）『奈良市都市景観形成基本計画』奈良市
- ・奈良県立大学（2014）『奈良県立大学研究報告 Vo.7』奈良県立大学
- ・西沢文隆（1975）『庭園論 I』相模書房
- ・飛田範夫（1999）『日本庭園と風景』学術出版社

- ・吉村巖（1933）『庭造百題』明文堂
- ・渡辺康史（1980）『造園修景大事典4』同朋舎出版

#### 参照ホームページ

- ・京都市：京都の景観 Landscape of Kyoto 第3章（3-4～3-5）  
[http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000057/57538/LandscapeofKyoto\\_03-4.5.pdf](http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000057/57538/LandscapeofKyoto_03-4.5.pdf) 2016年1月閲覧
- ・国指定文化財等データベース  
[http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.html](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html) 2016年1月閲覧
- ・景観条例 眺望景観の保全—金沢市公式ホームページ いいね金沢  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/jourei/cyoubou/index.html> 2016年1月閲覧
- ・景観法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO110.html> 2016年1月閲覧
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000006.html) 2016年1月閲覧
- ・宅地耐震化—国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/gaiyo/gaiyo.htm> 2016年1月閲覧
- ・都市計画一般図 大和郡山市  
<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/tk2708.pdf> 2016年1月閲覧
- ・都市計画法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S43/S43HO100.html> 2016年1月閲覧
- ・都市緑地法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S48/S48HO072.html> 2016年1月閲覧
- ・奈良県景観計画  
<http://www.pref.nara.jp/secure/24241/keikankeikaku1.pdf> 2016年1月閲覧
- ・奈良県景観条例  
<http://www.pref.nara.jp/secure/24241/keikanzyourei.pdf> 2016年1月閲覧
- ・奈良市景観修景助成事業  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1284114856976/index.html> 2016年1月閲覧
- ・奈良市眺望景観保全活用計画  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1339979503861/index.html> 2016年1月閲覧
- ・奈良市都市計画マスタープラン  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1149036969238/index.html> 2016年1月閲覧
- ・奈良市都市計画情報公開システム  
<http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map> 2016年1月閲覧
- ・奈良市都市景観条例  
[http://www2.city.nara.nara.jp/d1w\\_reiki/402901010012000000MH/421901010046000000MH/421901010046000000MH.html](http://www2.city.nara.nara.jp/d1w_reiki/402901010012000000MH/421901010046000000MH/421901010046000000MH.html) 2016年1月閲覧
- ・奈良市の都市計画 2012《平成24年作成》  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1149036124180/index.html> 2016年1月閲覧

- ・奈良市風致保全方針  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1425949988870/files/narashi-hozenhoushin.pdf>  
2016年1月閲覧
- ・奈良市緑の基本計画  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1311129156891/index.html> 2016年1月閲覧
- ・慈光院の公式サイト  
<http://www1.kcn.ne.jp/~jikoin/> 2016年1月閲覧
- ・奈良の日本庭園 依水園  
<http://www.isuien.or.jp/> 2016年1月閲覧
- ・奈良の「まほろば眺望スポット百選」&「残したくない景観」  
<http://www.pref.nara.jp/12726.htm> 2016年1月閲覧
- ・なら・まほろば景観まちづくり条例  
[http://www.city.nara.lg.jp/b\\_hp/dlw\\_reiki/402901010012000000MH/402901010012000000MH/402901010012000000MH.html](http://www.city.nara.lg.jp/b_hp/dlw_reiki/402901010012000000MH/402901010012000000MH/402901010012000000MH.html) 2016年1月閲覧
- ・名勝旧大乘院庭園とは—奈良ホテル  
[http://www.narahotel.co.jp/cms/daijyo\\_in\\_toha.html](http://www.narahotel.co.jp/cms/daijyo_in_toha.html) 2016年1月閲覧
- ・名勝旧大乘院庭園—日本ナショナルトラスト  
<http://www.national-trust.or.jp/properties/daijoin/daijoin.html> 2016年1月閲覧
- ・大和郡山市都市計画マスタープラン  
<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/2.pdf> 2016年1月閲覧
- ・大和郡山市風致地区条例  
[http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/fuuchi\\_jorei.pdf](http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/fuuchi_jorei.pdf) 2016年1月閲覧
- ・大和郡山市風致保全方針  
[http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/fuuchi\\_houshin.pdf](http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/fuuchi_houshin.pdf) 2016年1月閲覧
- ・歴史的風土保存区域—国土交通省  
[http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/rekishi\\_fudo/](http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/rekishi_fudo/)  
2016年1月閲覧

## 脚注

- <sup>1</sup> 国指定文化財等データベース [http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.html](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html)
- <sup>2</sup> 2014年4月～2015年3月、目があまり向けられていない奈良の庭園の魅力を発見するため。『奈良県立大学研究報告 Vo.7』 p.106-p.116 掲載。
- <sup>3</sup> 周宏俊、小野良平、下村彰男（2012）『日本の造園における借景という用語の性格と変遷』、周宏俊（2013）『借景の展開と構成に関する日中比較研究』等
- <sup>4</sup> 角田博由起、篠部裕（2010）『7299 庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察（公園・緑道、都市計画）』、角田博由起、篠部裕（2010）『713 都心における庭園の景観保全に関する研究：その1 縮景園の周辺景観の現状（都市計画）』
- <sup>5</sup> 町田香（2012）『圓通寺と慈光院の庭園：借景庭園の由緒』円通寺と慈光院について、小野芳朗（2011）『岡山後楽園の借景・操山の風致と施業』後楽園について、等

- 6 周宏俊、小野良平、下村彰男（2011）『中国造園における借景という用語の展開と変遷』、周宏俊、小野良平、下村彰男（2012）『日本の造園における借景という用語の性格と変遷』、周宏俊（2013）『借景の展開と構成に関する日中比較研究』、周宏俊（2013）『日本における借景庭園の空間構成に関する研究』
- 7 小野健吉（2004）『岩波日本庭園辞典』岩波書店
- 8 周宏俊（2013）『借景の展開と構成に関する日中比較研究』 p.140
- 9 1898年。小沢圭次郎（1898）『園苑源流考』による。
- 10 小沢圭次郎（1898）『園苑源流考』。
- 11 池辺武人（1935）『京都庭園の借景』
- 12 何英吉（1942）『借景』
- 13 江山正美（1978）『庭の文化史』文一総合出版
- 14 1920年。田村剛（1920）『造園美としての自然と人工』による。
- 15 田村剛（1920）『造園美としての自然と人工』
- 16 吉村巖（1933）『庭造百題』明文堂
- 17 本中真（1981）『平城京左京三条二坊六坪旧跡庭園』
- 18 1926年。上原敬二（1926）『借景とヴィスタ』による。
- 19 西沢文隆（1975）『庭園論Ⅰ』 p.325
- 20 上原敬二（1926）『借景とヴィスタ』 p.121
- 21 重森三玲（1969）『現代和風庭園』誠文堂新光社
- 22 西沢文隆（1975）『庭園論』
- 23 渡辺康史（1980）『造園修景大事典4』同朋舎出版
- 24 飛田範夫（1999）『日本庭園と風景』学芸出版社
- 25 上原敬二（1926）『借景とヴィスタ』 p.121
- 26 周宏俊、小野良平、下村彰男（2012）『日本の造園における借景という用語の性格と変遷』 p.21
- 27 1975年。西沢文隆（1975）『庭園論』による。
- 28 周宏俊、小野良平、下村彰男（2012）『日本の造園における借景という用語の性格と変遷』 p.21
- 29 西沢文隆（1975）『庭園論』
- 30 進士五十八（1985）『造園用語辞典』
- 31 周宏俊、小野良平、下村彰男（2012）『日本の造園における借景という用語の性格と変遷』 p.21
- 32 江山正美（1978）『庭の文化史』 p.28
- 33 上原敬二（1926）『借景とヴィスタ』
- 34 たとえば丹羽鼎三は1940年の論文『作庭形式上より観たる日本庭園の類別』において、日本庭園を「整形庭園」、「寫景（しゃけい）庭園もしくは風景庭園」、「寫意庭園」の3つに分類した上で、「寫景庭園」を日本庭園の本体を成すものと評し、その細分類のひとつに「借景庭園」を位置づけている。
- 35 周宏俊（2013）『日本における借景庭園の空間構成に関する研究』
- 36 1890年から2004年にわたる62件の関連文献を参照されている。周宏俊（2013）『日本における借景庭園の空間構成に関する研究』
- 37 重森三玲の『日本庭園史大系』には日本各地の庭園が網羅的に集められ、各庭園の詳細な実測図があり、細かい分析が可能のため。

- <sup>38</sup> なおこの庭園が「借景庭園」といえるかどうかについては、4章で検証している。
- <sup>39</sup> 周宏俊（2013）『日本における借景庭園の空間構成に関する研究』をもとに筆者作成
- <sup>40</sup> 上原敬二（1926）『借景とヴィスタ』
- <sup>41</sup> 1964年に吉田兼好が庵を結んだといわれている双ヶ岡がホテルの建設用地として売却される構想が持ち上がった。当時の制度では都市開発を禁止できるものがなかったが、建設反対の運動と、そういったものを保全するための立法の必要性を訴える保存運動が起こった。
- <sup>42</sup> 坂和章平（2012）『眺望・景観をめぐる法と政策』民事法研究会 p.27
- <sup>43</sup> 京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市および大津市（2016年1月現在）
- <sup>44</sup> 坂和章平（2012）『眺望・景観をめぐる法と政策』民事法研究会 p.190
- <sup>45</sup> 奈良県景観計画 <http://www.pref.nara.jp/secure/24241/kaisetu2.pdf>
- <sup>46</sup> 建築物等の配置に配慮する、眺望に与える影響を最小限になるように計画を行う、視点場と視対象を把握したうえで俯瞰景観、俯瞰景観、水平景観の特性に応じた眺望の見え方に配慮する、といった眺望保全のための配慮がされる。具体的な方法としては、眺望を遮らないように建築物の配置をずらしたり突出した高さを抑えたりすること。やむを得ず眺望を遮る場合は遮る部分を最小限に使、配置や屋根の意匠に注意を払う事。眺望の視界に入る場合はデザインや色彩にも気を遣う事。これらが記載されている。この基準の対象地として重点景観形成区域以外にも一般区域が該当している。
- <sup>47</sup> 奈良の「まほろば眺望スポット百選」&「残したくない景観」  
<http://www.pref.nara.jp/12726.htm>
- <sup>48</sup> 県内の景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点等を登録する制度。各年度にテーマを設定している。
- <sup>49</sup> 森山貴行、嶋津将徳、浅野聡、東條雄太（2011）「景観計画における眺望景観保全方法の類型化に関する研究：眺望景観保全方法を定めている43自治体155ヶ所を対象として」
- <sup>50</sup> 本中眞（1983）『平城京左京三条二坊六坪宮跡庭園、慈光院庭園、依水園庭園における眺望行為：三者の形態論的相異』 p.185
- <sup>51</sup> ベースマップは公益財団法人名勝 依水園・寧楽美術館所蔵の平面図（奈良県立大学（2014）『奈良県立大学研究報告 Vo.7』 p.106-p.116 掲載の「奈良における地域資源としての歴史的庭園の評価に関する調査研究」に使用したもの）。
- <sup>52</sup> 財団法人寧楽美術館（1969）『寧楽譜』寧楽美術館 p.9
- <sup>53</sup> 風致地区とは、都市計画法によって定められたもので、都市内外の自然・緑を維持及び保全するための物である。このエリアに指定されていると、建築や樹木の伐採等に規制がかかる。
- <sup>54</sup> 歴史的風土特別保存地区は、歴史的風土保存地区の中でも特に重要な地区として指定されているものである。
- <sup>55</sup> 歴史的風土保存地区とは、古都保存法に基づきわが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地を保存するために指定するものである。
- <sup>56</sup> 都市計画公園とは都市に配置されるべき施設として、都市計画法に基づき都市計画決定を経て設置される都市公園のことである。
- <sup>57</sup> 都市計画緑地は、都市計画法に基づき保全されるべき緑地のことである。これらも指定範

- 囲内の建設や樹木の伐採等に規制がかかる。
- <sup>58</sup> 奈良市都市計画情報公開システム  
URL <http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map>
- <sup>59</sup> 奈良市都市計画情報公開システム  
URL <http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map>
- <sup>60</sup> 奈良市都市計画情報公開システム <http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map> に筆者加筆
- <sup>61</sup> 2014年9月11日(木) 9:00～17:00 関係者姉妹へのヒアリング
- <sup>62</sup> 依水園の保存修理事業。文化庁・奈良県・奈良市の補助を受け、植栽、水系、建築物や施設の課題に対処すべく2003年より進められている。2016年に事業終了の予定。
- <sup>63</sup> 森蘊(1964)『日本の庭園』創元選書収録の「188 慈光院庭園実測図」に筆者加筆
- <sup>64</sup> 入江泰吉、白洲正子(1992)『入江泰吉の奈良』新潮社 p.79
- <sup>65</sup> 三彩社(1963)『古美術』慈光院秋景 図6
- <sup>66</sup> 浅野二郎、仲隆裕、藤井英二郎(1990)『わび茶と露地(茶庭)の変遷に関する史的考察：その6：石州・不昧における露地の展開』p.159
- <sup>67</sup> 慈光院ホームページ <http://www1.kcn.ne.jp/~jikoin/>
- <sup>68</sup> 住居の環境の保護のために設けられている地域のこと
- <sup>69</sup> 高層住宅の良好な住環境の保護を目的として設けられている地域のこと
- <sup>70</sup> 宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもののことである。
- <sup>71</sup> 都市計画一般図 大和郡山市 (<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/tk2708.pdf>) より切り貼りして作成
- <sup>72</sup> 都市計画一般図 大和郡山市 (<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/assets/pdf/tk2708.pdf>) より切り貼りして作成 にさらに筆者加筆
- <sup>73</sup> 2014年9月4日(木) 9:30～14:00 館長へのヒアリング
- <sup>74</sup> 財団法人日本ナショナルトラスト(2012)『名勝旧大乘院庭園整備報告書 平成6年～23年度保存修理事業』より転載
- <sup>75</sup> ベースマップは(財)日本ナショナルトラスト所蔵の平面図(奈良県立大学(2014)『奈良県立大学研究報告 Vo.7』p.106-p.116掲載の「奈良における地域資源としての歴史的庭園の評価に関する調査研究」)に使用したもの。
- <sup>76</sup> 財団法人日本ナショナルトラスト(2012)『名勝旧大乘院庭園整備報告書 平成6年～23年度保存修理事業』p.39
- <sup>77</sup> 重森三玲(1940)『社寺の庭園』河原書店 p.109
- <sup>78</sup> 準防火地域とは都市計画法に基づき、指定される地域で、都市が火災に見舞われないように指定される地域のことである。主に建築物に規制がかかる。
- <sup>79</sup> 奈良市都市計画情報公開システム  
URL <http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map>
- <sup>80</sup> 奈良市都市計画情報公開システム  
URL <http://www.sonicweb-asp.jp/nara/map>
- <sup>81</sup> 若草山、三笠山、春日山は春日山保存地区に指定されており、三輪山は信仰の対象の山(ご

神体）として大切にされてきており、古代から現在までずっと入山規制や樹木の伐採禁止等がなされているため、開発等を行われず、古くからの姿を保っている。